

2026年1月7日

吸收合併に関する事後開示書類

東京都渋谷区神宮前六丁目10番11号
原宿ソフィアビル4階
株式会社v i s u m o
代表取締役社長 井上 純

2026年1月1日を効力発生日として、当社を吸收合併存続会社、株式会社R e v i C o（以下「R e v i C o」といいます。）を吸收合併消滅会社として行った吸收合併（以下「本吸收合併」といいます。）に関して、会社法第801条第1項に基づき開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 吸收合併が効力を生じた日

2026年1月1日

2. 吸收合併消滅会社（R e v i C o）における事項

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸收合併をやめることの請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(a) R e v i C oは、会社法第785条の規定により、2025年10月16日付で、株主に対して、本吸收合併をする旨並びに当社の商号及び住所を通知いたしましたが、株式買取請求を行った株主はいませんでした。

(b) R e v i C oは新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、会社法第787条の規定による手続については、該当事項はありません。

(c) R e v i C oは、会社法第789条の規定により、2025年11月10日付官報において本吸收合併に対する異議申述の公告を行うとともに、同日付で知れたる債権者に対して異議申述の通知を行いましたが、異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸收合併存続会社（当社）における事項

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸收合併をやめることの請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

(a) 当社は、会社法第797条の規定により、2025年11月10日付電子公告において本吸收合併をする旨並びにR e v i C oの商号及び住所を公告いたしましたが、株式買取請求を行った株主はいませんでした。

(b) 当社は、会社法第799条の規定により、2025年11月10日付官報及び同日付電子公告において、本吸收合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により承継した重要な権利義務

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、R e v i C o の資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。その概算額は、2025年3月末日現在における金額により計算した場合、承継資産が約291百万円、承継負債が約165百万円となります。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書類

別添をご参照ください。

6. 変更登記をした日

2026年1月5日

7. その他重要な事項

該当事項はありません。

以上

事前開示書類／吸収合併

(株式会社R e v i C o)

株式会社v i s u m o（以下「v i s u m o」という。）を吸収合併存続会社とし、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行うに際して、会社法第782条第1項に基づき開示すべき事項は、本書記載のとおりです。

第1	吸収合併契約の内容	1
第2	合併対価の相当性に関する事項	3
第3	新株予約権の定めの相当性に関する事項	4
第4	債務の履行の見込みに関する事項	4
第5	計算書類等に関する事項	4

本書記載の事項のうち写しである書類については、いずれも原本の写しに相違ありません。

2025年11月10日

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号

株式会社R e v i C o

代表取締役社長 高橋 直樹

第1 吸収合併契約の内容

当社と v i s u m oとの間で締結した吸収合併契約の内容は以下のとおりです。

吸収合併契約書

株式会社 v i s u m o（以下「甲」という。）と株式会社 R e v i C o（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行い、甲は、本吸収合併により、乙の権利義務の全部を承継する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商 号：株式会社 v i s u m o

所在地：東京都渋谷区神宮前六丁目 10 番 11 号 原宿ソフィアビル 4 階

(2) 吸収合併消滅会社

商 号：株式会社 R e v i C o

所在地：東京都渋谷区渋谷二丁目 15 番 1 号 渋谷クロスター

第3条（本吸収合併に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

- 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時ににおける乙の株主（ただし、甲及び乙を除く。以下「対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に 27.58 を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
- 甲は、本吸収合併に際して、対象株主に対して、その保有する乙の普通株式 1 株につき 27.58 株の割合をもって、前項に定める甲の普通株式を割り当てる。

第4条（資本金及び準備金の額）

- 本吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

(1) 資本金： 0 円

(2) 資本準備金： 0 円

(3) 利益準備金： 0 円

- 本吸収合併により増加する甲の剰余金の額は、会社計算規則に従って処理する。

第5条（効力発生日）

本吸収合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年1月1日とする。ただし、本吸収合併の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意のうえ、効力発生日を変更することができる。

第6条（吸収合併契約の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会において本契約の承認及び本吸収合併に必要なその他の事項に関する決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があつたものとみなされる場合を含む。）を求める。

第7条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意のうえ、これを行う。

第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は明らかになった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意のうえ、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める株主総会の承認が得られなかったとき、本吸収合併に関し、法令に基づき効力発生日までに必要な関係官庁等からの承認等が得られなかったとき又は前条に基づき本契約が解除されたときにはその効力を失う。

第10条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲及び乙が協議し合意のうえ、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲が原本を保管し、乙はその写しを保管する。

2025年10月16日

東京都渋谷区神宮前六丁目10番11号 原宿ソフィアビル4階

株式会社v i s u m o

代表取締役社長 井上 純

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号 渋谷クロスタワー

株式会社R e v i C o

代表取締役社長 高橋 直樹

第2 合併対価の相当性に関する事項

1. 本吸収合併に係る割当の内容

	v i s u m o (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)
本吸収合併に係る割当比率	1	27.58
本吸収合併により交付する株式数	v i s u m o 普通株式：413,700 株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して、v i s u m oの普通株式27.58株を割当交付します。上記の本吸収合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議のうえ変更することがあります。

(注2) 本吸収合併により交付するv i s u m oの株式数

v i s u m oは、本吸収合併に際して、本吸収合併によりv i s u m oが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主名簿に記載又は記録された当社の株主（v i s u m o及び当社を除きます。）に対して、その保有する当社の普通株式の株式数の合計に27.58を乗じた数のv i s u m oの普通株式を割当交付する予定であり、かかる交付については、新たに発行する普通株式を使用する予定です。

2. 割当内容の根拠及び理由

当社は、v i s u m oから本合併比率の提示を受けるとともに、v i s u m oより、本合併比率は、当社及びv i s u m o並びに当社及びv i s u m oの親会社である株式会社ソフトクリエイトホールディングス（以下「S C H D」といいます。）から独立した第三者算定機関により算定された算定結果に依拠して算出した比率である旨の説明を受けております。

当社は、v i s u m oからの上記説明を踏まえ、両社の財務状況等の要因を勘案したうえで、v i s u m oとの間で協議・交渉をした結果、本合併比率により本吸収合併を行うことが妥当であると判断したことから、本吸収合併契約を締結することを決定しました。

3. 合併対価としてv i s u m oの株式を選択した理由

当社及びv i s u m oは、v i s u m oの株式は東京証券取引所グロース市場に上場されており、流動性を有するため取引機会が確保されていること、また、当社の株主が、v i s u m oの株式を取得することにより、本吸収合併による統合効果を享受することができるることを考慮して、v i s u m oの株式を本吸収合併に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

4. v i s u m oの資本金及び準備金の額に関する定めの相当性に関する事項

本吸収合併に際してv i s u m oの資本金及び準備金の額は増加せず、また、本吸収合併により増加する剰余金の額は会社計算規則に従って処理します。

かかる処理は、会社計算規則及びその他の公正な会計基準等に基づいており、また、v i s u m oの資本の状況その他の諸事情を総合的に判断したうえで決定したものであり、相当であると考えております。

5. 当社の少数株主の利益を害さないように留意した事項

当社及びv i s u m oの親会社がS C H Dで共通していることから、当社及びv i s u m oは、会社計算規則第2条第3項第36号に規定する共通支配下関係にありますが、当社の株主はS C H Dのみであり、当社に少数株主は存在しないため、当社の少数株主の利益を害さないように留意した事項はありません。

6. 合併対価について参考となるべき事項

合併対価について参考となるべき事項の全部の記載をしないことにつき、当社の総株主の同意があるため、記載を省略いたします。

第3 新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

第4 債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併後のv i s u m oの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後のv i s u m oの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、v i s u m oの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがいまして、本吸収合併後におけるv i s u m oの債務について履行の見込みがあると判断しております。

第5 計算書類等に関する事項

1. v i s u m oの最終事業年度（2025年3月期）に係る計算書類等の内容

v i s u m oは、有価証券報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）によりご参照ください。

2. v i s u m oの最終事業年度（2025年3月期）の末日後に生じた重要な事象の内容

v i s u m oは、2025年6月18日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに同日開催のv i s u m o第6期定時株主総会決議に基づき、v i s u m o取締役（社外取締役を除く。）及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、2025年6月20日に発行・割当てを行いました。

(1) ストック・オプション制度を導入する目的

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、また、v i s u m oの業績向

上に対する意欲や士気を高めることを目的として、v i s u m oの取締役（社外取締役を除く。）及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものです。

(2) 新株予約権の発行要領

割当日	2025年6月20日
割当総数	165個
目的株式の種類・数	v i s u m o普通株式 16,500株（新株予約権1個につき100株）
行使時の払込金額	112,500円（1株につき1,125円）
行使可能期間	2029年6月19日から2035年6月18日まで
行使により株式を発行する場合における増加資本金等	会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（端数切上げ）とし、かかる資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金とする。
行使条件	① 新株予約権者は、権利行使時において、v i s u m o又はv i s u m o子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役若しくは監査役が任期満了により退任した場合又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、v i s u m o取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が本新株予約権を相続することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、③の契約に定めるところによる。 ③ その他権利行使の条件は、v i s u m oと本新株予約権との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、v i s u m o取締役会の決議による承認を要する。

3. 当社の最終事業年度（2025年3月期）の末日後に生じた重要な事象の内容
該当事項はありません。